令和5年度第23回人事委員会会議の結果

1 開催日時

令和6年1月15日(月) 午後2時00分 ~ 3時05分

2 開催場所

人事委員会室(さいたま市浦和区高砂3-15-1 県庁第2庁舎3階)

3 出席者

【人事委員】 委員長 池本 誠司

委 員 中込 秀明 委 員 鎌田 晶子

【事務局】 事務局長ほか15名

4 議事

傍聴者がいないため、議決事項1、2、3及び報告事項2について、埼玉県人事委員会会議規則第6条第1号の規定に該当するため非公開とすることの決定を省略し、議事を開始した。

議決第1号「退職手当の支給制限処分に係る諮問について」

令和6年1月11日付けで教育委員会から職員の退職手当に関する条例第21条第2項の規定に基づき退職手当の支給制限処分に係る諮問があったので、その概要を報告するとともに、本件諮問の調査審議に当たり、同条第3項に規定する口頭意見陳述の希望の有無等を処分対象者に照会すること、並びに口頭意見陳述を実施するときはその主宰事務を委員長に委任することについて決定した。

議決第2号「労働基準監督機関の職権行使について」

令和6年1月15日付けで教育委員会から労働基準法第20条第3項の規定において準用する同法第19条第2項の規定に基づき申請があった解雇予告除外認定申請について、同法第20条第1項ただし書に規定する労働者の責に帰すべき事由に該当するものと認定することについて決定した。

議決第3号「令和6年度埼玉県警察官(巡査)採用試験事務の警察本部長への委任について」

警察本部長から協議のあった令和6年度埼玉県警察官(巡査)採用試験事務の委任について決定した。

報告第1号「職員の給与に関する条例等の改正に伴う人事委員会規則の改正等について」

職員の給与に関する条例等の改正に伴う人事委員会規則の改正及び学校職員の給与関係 規則の改正に係る協議について、令和5年12月22日に委員長専決で処理したことを報 告した。

1 改正した規則

- (1) 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則
- (2) 初任給調整手当に関する規則
- (3) 期末手当及び勤勉手当に関する規則
- 2 改正に係る協議のあった教育委員会規則
- (1) 学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- (2) 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- (3) 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

報告第2号「職員からの苦情相談の概要について」

令和5年度第3四半期における職員からの苦情相談の概要について報告した。